

## 情報倫理に関する基礎的知識育成のために － 講義の実践記録より －

For rudimentary-knowledge training about information  
ethics ~ Reported a fulfillment record of a lecture

石野 榮一

Eiichi ISHINO

### 要 約

本学メディアコミュニケーション学科の学生は2年次前期に「情報倫理」を必修科目として履修する。その後の専門科目を学ぶ入り口となる科目である。この授業を取り組むに当たって、「情報」（ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識）そのものの基礎的理解を養い、情報に的確にアプローチし、咀嚼できる能力を身に付けることを「倫理」ととらえ、講義形式、新聞活用、外部講師招へいなどの授業を進めた。初回と最終回に実施した学生アンケートからは、授業により情報への関心度が上がるなど成果もみられたが、日々の情報、特にニュースに接する頻度を上げるまでには至らなかった。専門科目を学びより深く理解するには自ら情報を活用できる能力を身に付けさせることが必要である。そのためには、1年次後期で履修する「ニュースと社会」と連動、発展させる講義内容を検討する必要がある、カリキュラム上でも明確にすべきだと考える。

### はじめに

2014年度前期で担当した「情報倫理」は、主に本学メディアコミュニケーション学科（以下、メデイコミ学科）の2年生を対象（必修科目）にしている。学生は、メディア、コミュニケーションという分野に関心を持ち、将来の職業を見据えて学科を専攻したと思われるが、メデイコミ学科の1年次では「情報」（以下、ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識）について体系的に取り上げた科目はなく、本科目が入学後、初めて「情報」について考える機会となる。学生は2年次以降、メディア、コミュニケーションに関連した専門科目を学び、最終的に卒業研究で集大成を図る。その過程で、社

会にあふれる様々な「情報」に接し、良きにつけ悪きにつけその影響を受けながら勉学の成果をまとめ、自己成長を遂げることになる。その過程を俯瞰した時、2年次の入り口で設定された「情報倫理」という科目を担当するにあたって、「情報」、そしてそれにかかわる「倫理」をどう結びつけるかが授業に臨むに当たって最も考えた点である。

今回の授業についてシラバスでも触れたが、「情報の賢い受け手になるために」を主目的に置いた。現代社会において、「情報」の送り手、受け手の立場はかつてのような一方通行から、双方向的な様相へ変化を遂げている。すなわちインターネットを介在にしたソーシャルネットワークサービス（SNS）等の急速な拡大により、不特定多数に向けた情報発信は一個人でも可能となり、しかも内容いかんでは大きな反響を呼ぶことさえある。場合によっては、情報発信者としての責任を負わされかねないことをも内包している。こうした状況下でメディア、コミュニケーションを学ぶ学生が、専門科目を学ぶ「入り口」として、「情報」そのものの基礎的知識を養い、情報に的確にアプローチし、咀嚼できる能力を身に付けることを「倫理」ととらえ、授業を進めた。授業を振り返る形を通しての一考察が、本学メディアコミュニケーション学科における教育カリキュラム構築の一助になれば幸いである。（注 2006年大辞林第三版を基に定義）

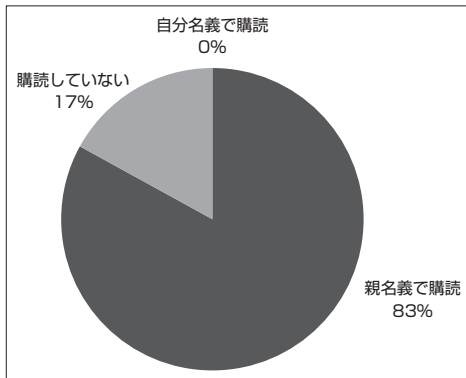
## 1. 学生の傾向把握

授業に取り組むに当たり、学生が「情報」にどのようなかかわりを持っているのかを知る目的で、第1回の授業でアンケートを実施した。回答者は65名。うちメディコミ学科2年は57名、ほか8名は再履修の学生だった。アンケートでは、情報を「ニュース」と同意語としたうえで、ニュースへの関心度（問1）は、「大いにある」「ある」の合計が約7割。ニュースを見る頻度（問2）については、「毎日」「週2、3日」で9割近くにのぼった。どのようなジャンルのニュースに関心があるか（問3=複数回答）では、文化・芸能がほぼ全員があるとし、以下、社会、スポーツ、政治、経済といった順番だった。ニュースをどの媒体から得ているか（問4）は、スマートフォン（多機能携帯電話）を使ってインターネット上から得るという回答が圧倒的で、次いでテレビとなっており、新聞はテレビの半数以下。ラジオとの回答はゼロだった。

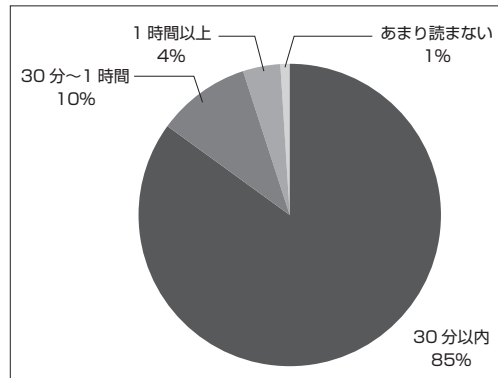
次節2. で触れるが、授業で新聞を使うことを想定していたので、新聞に関する質問項目も盛り込んだ。まず、日刊紙の定期購読については、親名義で購読が8割強あり、学生の親世代（40代、50代）がまだ新聞購読層であることを示唆している。自宅外通学者の定期購読者はゼロ。自宅通学者も含め購読していないは、2割弱だった。新聞との接触度を聞いたところ、「30分から1時間」は10%、「30分以内」が85%と最多で、「1時間以上」4%、「あまり読まない」1%という結果だった。（グラフ参照）

また、1日のうちテレビを見る平均時間を聞いたところ、「2時間程度」が32%と最多で、1時間程度から3時間程度が全体の7割弱となっている。「4時間以上」14%、「30分以下」は2割だった。（グラフ参照）

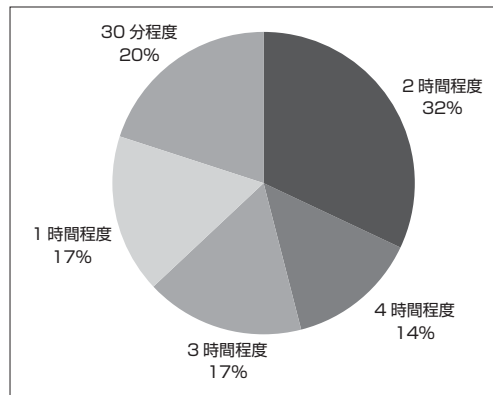
新聞を定期購読していますか



普段、新聞を読む時間は



普段、テレビを見る時間は



若い世代の必需品になっているスマートフォンについて、1日に使う平均時間を記述式で聞いたが、テレビを見る時間より長い傾向がうかがわれ、「1日中」「起きている間ずっと」という回答もあり、日常生活に占めるスマホの姿が如実に表れた結果だった。

### 2.3 本柱による授業展開

前述したように、本授業の目的を「情報の賢い受け手になる」ことを主目的に掲げた。そのための授業内容として、三つの柱を立てた。一つは、「情報」そのものの理解を深めるための講義を行った。二つ目は、発信側からの視点に立って、「情報」へどのようにアプローチ（収集）し、発信する際の留意点等は何かを過去の報道事例を紹介しながら解説した。最後に、新聞を読むことこそ、「情報」を有用に使いこなすことができる（いわゆるメディアリテラシー）ための最善のツールであるという筆者自身の確信に基づき、毎回の授業で新聞記事を読み、意見をまとめさせる授業に取り組んだ。

以下、三点について詳述する。

#### A 情報を理解するための講義

まず、本授業で取り上げる「情報」の定義として、冒頭で触れたように「ある特定の目

的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識」とした。その上で、情報が持つ社会的意味を考える道筋として、情報の法的な考察を紹介した。

大まかな流れとしては、以下の通りである。

1. 人類共通の基本理念として「平等」「自由」「民主主義」があることを踏まえ、我が国の最高法規である憲法がこれらを保障していることを説明した
2. 憲法が保障する平等権、表現の自由について基礎的な説明を行った。特に、「自由=自己実現、民主主義=自己統治」と「表現の自由」との関係性を解説した。
3. 表現の自由が最大限保障されねばならないことを押さえつつ、一方で他の人権や利益と衝突する場合の調整はどのようにあるべきか解説した。特に、表現に関する事例として、プライバシー侵害や名誉棄損、わいせつ表現、暴力的表現、虚偽誇大広告について具体的事例を用いて説明した。
4. その上で、「許される表現は誰が判断するか」を問い掛けながら、最終的に裁判所における利益衡量や比較衡量論（主に表現の自由における違憲判断に際しての二重の基準論）の考え方を解説した。

## B 情報発信側の倫理に関する講義

Aの講義を踏まえた上で、社会において必要とされる情報が成立するには「送り手」と「受け手」が存在することを解説した。賢い受け手となるために、発信側=送り手がどのように情報を取得し、発信するに当たってどのような点に留意しているかを順次、解説した。情報発信・受信の双方向性が顕著になっている現代において、従来受け手だった者（学生）がいつ発信側に立つかわからないことから、発信する側の責任を理解しておく必要性を強調した。

授業では、まずマスメディア（主に新聞、テレビ）がなぜ情報発信側の中心にいるかを考えさせた。結論として、その情報が「真実である」こと、さらに「信頼できる」「多元的な視点が担保されている」という大前提があることを導き出させた。また、集团的過熱報道など報道被害についても考える機会を作った。

### 1. 真実性、信頼性の担保

誤報、虚偽報道（ねつ造記事、やらせ報道）について、新聞、テレビそれぞれの過去の具体的事例を紹介。誤報、虚偽報道が発生する原因、要因を考えさせた。その上で、新聞倫理綱領（日本新聞協会）、放送倫理基本綱領（日本民間放送連盟、NHK）を使い、マスメディアのスタンスを解説した。

### 2. 多元性の担保

個人の尊重を基本にした民主主義を維持・発展させるには、ものの見方、考え方、価値観、意見など複数存在する必要があることを理解させた。情報発信側であるマスメディアが多元的な視点や価値観を報道していこうと努力していることを実際の新聞記事、放送を使いながら解説した。この際も、新聞倫理綱領、放送倫理基本綱領を参考にした。

### 3. 報道被害

マスメディアへの信頼性を理解する手助けとして報道被害を取り上げた。実名報道と

匿名報道の解説とそれぞれの課題、集団的過熱報道が起きる要因について具体例を挙げながら解説した。さらに報道被害をなくすための取り組みはどうあるべきかを考えさせた。

#### C 新聞スクラップ作業

毎回とはいかなかったが、計10回にわたって授業後半を使い、当日の新聞を使い、スクラップ作業に取り組ませた。作業は、新聞各社の「教材用価格制度」を利用して授業日当日の朝刊を学生全員に配布し、記事を読ませた。ちなみに、使用した新聞は、読売新聞3回、埼玉新聞2回、毎日新聞2回、朝日新聞、産経新聞、東京新聞各1回。

作業に取り掛かる前提として、新聞各面の作り、記事の配置、記事前文（リード）や見出しの意義を解説した。毎回の授業では各人が一番気になった記事を選ばせ、スクラップ帳（各自に用意させたノート）に張り付けさせる。その上で①なぜこの記事を選んだか②記事のメインメッセージ（要約）③記事の意義や考えられる影響④記事を読んだ感想—の4点をまとめさせた。

#### D 外部講師による特別授業

情報が実際の社会生活でどのように役立っているかというプラス面とともに、情報にかかわった事件など実例を伝えることが学生の理解を助けるとの判断から、埼玉弁護士会所属の弁護士2名（N弁護士、T弁護士）を特別講師として招いた。

### 3. 学生の反応、授業の成果と課題

以上のように授業を展開してきたが、それぞれについて学生の反応、理解度を見ていく。また、反省も込めて見えてきた課題も提示する。

#### A 情報を理解するための講義

2. で触れたように、授業前半の各回において情報に関する基礎的な知識を講義した。一通り終えた段階で、学生に課題を提示しレポートを提出させた。

課題は、以下の4点となった。

ア) 授業で扱った「情報」の定義を確認した上で、情報が社会においてどのような位置づけがあるか

イ) 表現の自由が憲法で保障される理由と、どのように保障されているか

ウ) 表現はどんな場合でも許されるのか

エ) 許される表現か否かはだれがどのように判断するのか

レポートは、授業で配布した資料の参照を可とし、分量も少な目（A5版1ページ）とし、負担感を与えないように配慮した。

傾向としては、アについては大方の理解はできていたが、イからエに関しては、法学的な基礎知識（特に憲法）が必要であり、権利の保障、制約、違憲判断といった「表現の自由」に関する理解は十分ではなかった。表現の自由に触れる前提として、憲法の性質、人権保障の歴史、精神的自由と経済的自由の違いなどを理解させる時間が必要に思われた。

「情報倫理」は、平成27年度から「情報倫理と法」として法的な内容も授業構成に組み入れられる予定であり、一つの参考にしたいと考える。

## B 情報発信側の倫理に関する講義

授業では、できる限り過去の報道事例を資料として配布することで、それぞれのテーマについて具体的なイメージが持てるよう配慮した。

特に、多元性の担保というテーマでは、以下の2点を試みた。

- ①憲法記念日（5月3日）当日の朝刊各紙（朝日、産経、東京、日経、毎日、読売）の社説を配布し、各紙が共通に取り上げた「集団的自衛権の憲法解釈変更」「憲法9条改正」について論調をまとめさせた上で、縦軸に9条改正に関する姿勢、横軸に解釈変更に関する姿勢（いずれも前向きか慎重か）といった図表を作らせ、各紙がどの辺に位置しているかを記入させた。社説に関しての論評は避け、新聞の論調にも多様な意見があることを理解させた。
- ②同じく、安倍内閣による「集団的自衛権の解釈変更閣議決定」を踏まえた各紙の社説をすべて読ませた上で、比較させた。

最終回の授業では、情報には多元性が必要であること、特定秘密保護法が表現の自由（知る権利）と緊張関係にあることを理解しているかを問う目的で、同法についての各紙の社説を配布し読ませた上で、「情報が社会において重要とされる意味を記述した上で、今年12月に施行される特定秘密保護法に関する主な論点を指摘し、あなた自身の同法に対する考えを述べよ」との課題を課した。

提出された学生のレポートを見ると、新聞各紙の論調の違いがどいった根拠を基にしているか、同法が表現の自由を侵しかねない危険性をはらんでいること、運用に当たっては十分配慮が必要といった点についての確かな記述が多くみられ、理解度が深まっていることをうかがわせた。

## C 新聞スクラップ作業

新聞をスクラップしたノートは、2回提出させ、取り組みや理解度を見た。おぎなりの姿勢も散見されたが、概ね求めた課題については意欲的に取り組む姿勢が見られた。また、非常に優れたまとめもあり、感心させられた。一方で記事を選んだ理由と読んだ感想に整合性がないケースが目立ったことが気になった。さらに最終目的は授業外でも新聞に接する機会を持ってほしいことだったが、どこまで達成できたかは不明であり、機会があれば追加調査をしてみたい。

## D 外部講師による特別授業

元読売新聞記者のN弁護士は、現役時代に松本サリン事件に遭遇し、第一線で取材した経験を持つ。当初犯人視された河野義行さんとマスコミでは初めて接触した体験談を交え、誤報、冤罪が生まれる背景を解説した。また、福島第1原発事故に関連した放射線被害を扱った漫画について、多面的な見方をする必要性を説いた。

T弁護士は元埼玉新聞記者で、弁護士活動において情報が必要不可欠であることを解説した。また、インターネット上で誹謗中傷を受けた事案を紹介しながら被害者にならないための留意点などを話した。

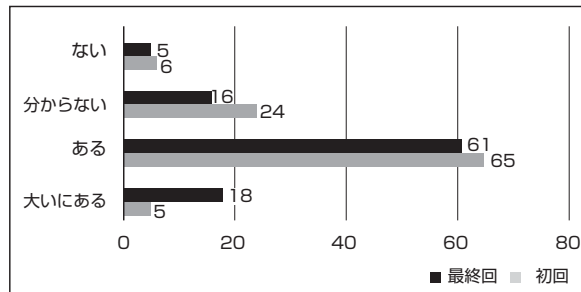
学生は具体的な事例が新鮮だったようで、情報との接し方に理解を深めたようであった。

#### 4. アンケート結果から

授業最終回でもアンケートを実施した。授業の狙いに関する成果を見ることを目的に、いくつか初回と同様の質問を盛り込み、変化を見た。回答者は56名。

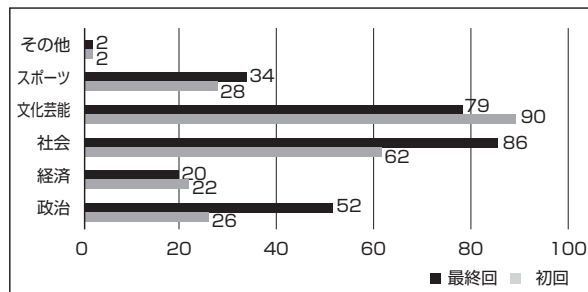
「ニュースに関心はあるか」の問いに関しては、「大いにある」「ある」と答えた学生の比率が上がった。特に「大いにある」の割合が増え、「分からない」が下がった。(グラフ参照)

ニュースに関心がありますか



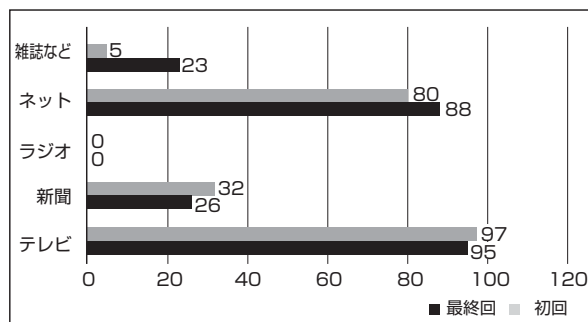
また、「どのようなジャンルのニュースに関心があるか」については、「政治」と「社会」の分野が増えていた。上記からニュースに関心を持たせる点で一定の成果はあったと受け止めている。(複数回答、グラフ参照)

どんなジャンルに関心がありますか



「どの媒体からニュースを得ているか」は、傾向に大きな変化はなかったが、「雑誌など」が増加した理由は不明である。(複数回答、グラフ参照)

どの媒体からニュースを得ますか



## おわりに

授業の主目的は「情報の賢い受け手になる」ことを掲げた。そのために、情報の意味や法的な位置づけ、情報発信側の理解などを解説すると同時に、普段から情報に接し、有効に活用できる資質の涵養を目指し、新聞を教材として取り組んだ。課題は多く残ったが、情報、特にニュースとどう接するかはある程度、伝えることができたと考える。メディコミ学科の学生は、メディア、コミュニケーションについて様々な専門科目を学ぶことになるが、ベースには「情報」にどのように接し、受け止め、自らのものにするかを常に意識させる必要があると思われる。本講義がその一助となることを願っているが、授業を通じてメディコミ学科の学生としてはまだまだその意識が薄い感は否めなかった。特に日常生活の中でニュースに接する機会が少ない傾向が見えた。多くの学生は普段、ニュースをスマートフォンから得ているとしたが、能動的なアプローチとはいえない印象である。日常生活の中でニュースに接する機会を増やし、かつ能動的、主体的な接し方を身に付けさせるためには、1年次後期の「ニュースと社会」と2年次前期の「情報倫理」を有機的に結び付けた授業内容の構築と、カリキュラム上での明確な位置付けが必要ではないかと考える。

## 参考文献・論文等

- 塚本晴二郎『ジャーナリズム倫理学試論』（南窓社、2010年）
- 佐藤幸治『現代法学講座5 憲法（第3版）』（青林書院、1995年）
- 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』（岩波書店、2011年）
- 山田隆司『名誉棄損・表現の自由をめぐる攻防』（岩波新書、2009年）
- 大月昌代「犯罪被害者の情報と報道のあり方」（レファレンス2006年8月号）
- 内藤正明「実名報道と匿名報道の社会的役割：「国民の知る権利」と「少年法61条・推知報道の禁止」（名古屋外国語大学外国語学部紀要）
- 放送と人権等権利に関する委員会「顔なしインタビュー等についての要望」
- 山口正紀「人権と報道 概論」（「人権と報道」連絡HP <http://www.jca.apc.org/~jimopen/>）
- 日本新聞協会ホームページ
- 日本民間放送連盟ホームページ
- 内閣府ホームページ
- 日弁連ホームページ